

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 9 月 20 日(木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 05 分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

5 番 柴田耕一、 7 番 杉浦辰夫、 8 番 杉浦敏和、  
10 番 鈴木勝彦、 12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、  
16 番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、  
6 番 幸前信雄、 11 番 鷺見宗重、 14 番 内藤皓嗣、  
15 番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL（兼財務G主幹）、財務GL、情報GL、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、都市防災G亀井主幹、  
上下水道GL、地域産業GL、地域産業G主幹、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第42号 高浜市産業振興条例の制定について
- (2) 議案第43号 高浜市防災会議に関する条例及び高浜市災害対策本部に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第44号 高浜市交通安全条例の一部改正について
- (4) 議案第45号 市道路線の認定について
- (5) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第48号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第50号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (8) 陳情第4号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情
- (9) 陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情
- (10) 陳情第10号 震災復興住宅への三州瓦採用促進に係る意見書の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、9月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案7件並びに陳情3件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。  
その前に、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。  
これより、質疑に入ります。

《質 疑》

（１）議案第４２号 高浜市産業振興条例の制定について

問（１０） 過日、総括質疑のときに我々のクラブの柳沢議員から質問をさせていただいたと思います。その答弁の中に産業振興の方向性はどのように考えているかという答えの中に、これをもって推進をしないという答弁だったと思いますけども、これはばらまきをして推進をするのではないよというようなとらえ方を私はさせていただいたんですが、そういう考えでいいのか、もう一度繰り返しになるかと思えますけども、この産業振興の目的を教えていただければありがたいと思います。

答（都市政策部） ただいま鈴木委員のほうから御質問いただき、総括のところで私が、この条例が制定されたのちには産業振興についてどういうふうな方向で考えておるといふ御質問いただきまして、お答えをした中で、今、おっしゃいましたように、お答えの前段の部分でこの条例をつくることによって、すぐに推進をそういうふうな条例をつくることで推進をするわけではないよということ、私どもの考え方、決意といふか、条例をつくるだけではだめだと、絵に描いた餅であってはいけないという意味で、冒頭の答え中でそういう答え方をしておりますので、まさに条例をつくることによって、今後、今、おっしゃったように、何でもというわけではございません。きちんと集中と選択の中

で必要な施策を打っていこうと。条例の中にもありますように、各事業者を含めそれぞれ市民の方、経済団体、そういった役割をきちんと認識をして取り組んでまいろうと、そういうものでございますので、よろしく願いいたします。

問（10） もう一つお願いいたします。基本方針の中の4条2に、事業者の受注機会の拡大を図る。同じく、市の責務の中の3番に、市は事業者の、これは市内のという解釈をしていいかと思いますが、取り扱い工事、物品、役務費等の受注機会の拡大を努めるということですが、これは従来ある方策プラス何か拡大に向けて取り組む方策があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（財務主幹） まず、事業者の定義でございますが、第2条第1号において、市内において業として経済活動を行うものということでございますので、この事業者は、市内の事業者を指すものでございます。この市内の業者の受注機会の拡大策ということでございますが、現在、工事におきましては、一般競争入札を行っておりますが、その中で特に地域要件を設定して入札に付する、条件付き一般競争入札を取り入れております。これは、その条件設定について市内業者限りの参加枠を設ける。あるいは、特に金額区分を市内業者がより高額な金額に参加できるよう拡大を行なうなど、市内業者の受注機会の拡大に努めているところでございます。次に、物品や役務の提供等につきましても同様に、地域要件を勘案して入札参加者を選定しているとともに、入札に参加するには、市内業者の方により多く参加資格の御登録をいただくことが大切になってまいりますので、説明会の開催、あるいは広報での啓発など、こういった登録の勧奨に努めているところでございます。また、建設業の許可を受けていらっしゃるような、零小企業の方も、市の公共工事の参加できるように昨年7月から簡易な登録制度として、小規模工事の登録制度を導入いたしておりまして、こういった部分でも市内業者の参加機会の拡大に努めているところでございます。

問（7） 第10条に、施行に関しては、必要な事項は市長が別に定めるといふのがあるわけですが、この場合で、施行規則をつくる予定があるかどうか、また次に、各団体で定款の提出並びに市への登録システム等があるかどうか、お願いします。

答（都市政策部） ただいまの御質問でございますが、第10条のほうで市長

が別に定めるといふような記述がございまして、実は、これは基本的な、まず産業振興ということで、理念それから方針というものを定めておるといふ条例の中で、規則というものは、それを補完するためにそれぞれまたつくるものでございますが、今の段階では今の御質問の中で規則というものは設けるといふことはございません。しかしながら施策には、それぞれ補助要綱でございましてか補助規則、そういったものもございまして、中身を精査しながら必要とあれば、そういったものをつくっていかねばならない。これは事業者の方等の御意見を聞いてということになると思っておりますけれども、そんな考えでおります。それから、御質問の産業経済団体の定款の提出だとかということをお質問いただいたと思っておりますが、今のところ、それは考えておりません。確かに枠が大きいものですから、本当にこの条例の趣旨に沿った方という判断というものは当然ながら必要となつてまいりますが、まずは門戸を開いて行こうという考えでおりますので、よろしくお願ひします。

問（7） もう一つ、市への登録の面はどうですかね。今の団体並びに今後という感じがあると思ふんですけど。

答（都市政策部） 当面、登録等という制度自体は、今のところ考えておりませんが、この間、総括のほうで少し述べさせていただいておりますが、いわゆる懇談会というような形式で、広く事業者のそういった経済団体、そういった方の御意見は伺って行こうというふうで考えておりますので、その都度、一度私どもも本条例の中では、3カ月ぐらいの施行までに時間を取っておりますのも、そういった部分も手厚くしていこうという考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。

問（12） 市の責務、第5条の中の4番ですね、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするといふ文言が入っておりますが、これはどのようなことを見込んでいるのか、内容についてお示しくください。

答（地域産業） 財政上の予算措置ということですけど、今回でも補正のほうで出させていただいておりますけど、こういうような必要に応じて、補正に対しても産業振興にかかるものは随時出させていただきますし、総合計画の目標を達成するための予算措置として計上させていただいていくということでございます。

問（１２） わかりました。もう一つ、事業者の責務のところ、第６条の２で、産業経済団体に加入するよう努めるとともにというのがありますが、どうい、どんな団体を考えてみえるのか、その点をお願いします。

答（地域産業） どのような団体かということでございますけど、この陳情のもとであります、例えば、商工会議所のようなところに御加入いただいて、地域の活性化にお役に立っていただくような企業を多くふやしていきたいということでございます。

問（１２） 商工会というのはわかるんですが、ほかに、商工会に参加していないとだめ。ということではないと思うんですね。産業経済団体って。あと、ほかにどのような、具体的な団体があるのかお示してください。

答（地域産業） 例えば、地域産業の関係で言いますと、愛知県陶器瓦工業組合さんとか、三州瓦黒瓦工業組合さん。その他あらゆる団体さんが県内にもありますし、市内にもあると思いますので、全体的に、どの団体ということ固定して、限定しているわけではありませんので、各種経済を進めていく、地域の活性化とか地域振興を進める中で、その入ってみえる組合員が必要なおかつ御協力いただけるという団体であれば、こちらのほう、別に、特に門戸を閉ざしているわけではありませんので、そういうところに加入していただいて、御意見を反映させていただくという趣旨でございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

委員長 他に。

## 質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第４２号の質疑を打ち切ります。

## （２）議案第４３号 高浜市防災会議に関する条例及び高浜市災害対策本部に関する条例の一部改正について

問（１６） 今回、国の法律が改正されたわけですけれども、この災害対策基本法の一部改正ということで、この改正に至った経緯とその内容について、お

伺います。

答（都市防災主幹） 御質問のありました今回の災害対策基本法の見直しにつきましては、東日本大震災の教訓とか課題を受けまして、防災対策として行うべきことの全般的な見直しを行ったことが上げられます。大きく分けまして、大規模災害に対する対応力の強化、それから大規模、広域的に発生した災害時における被災者の対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化といった防災力の強化、その他で、国とか地方公共団体の災害対策本部等の役割の見直し等がきっかけとなりまして今回の改正に至っております。

問（16） わかりました。それからこの2条の地域防災計画ですけれども、先日、政府が南海トラフによる巨大地震の被害想定を公表しましたけれども、最悪で言いますと32万3,000人の死者が出るということだったですけれども、本市におかれましても大きく見直しがされていくと思えますけれども、本市の基本的な考え方について伺います。

答（都市防災主幹） この前、南海トラフの被害想定が、細かい数字が出されましたが、現在、愛知県のほうでも独自の調査で、液状化の状況ですとか、高浜市における公共施設及び住宅、家屋の構成によって倒壊の被害とかですね、そういったものを平成24年度中に調査をしております。この結果につきましては、平成25年度の6月に開催をされます愛知県の防災会議のほうで示されまして、その結果が各市町村に、各自治体の被害状況というふうで公表されますので、本市につきましても詳細な被害状況が発表されましたら、その時点で新たな防災対策の見直しということを検討していきたいと考えております。

問（16） そうしますと、その防災計画を策定するに当たって、本市のさまざまな調査も行った上で、ということなんでしょうか。

答（都市防災主幹） ライフライン等につきましては、市単独でやるよりも愛知県のほうが、愛知県全体の被害調査を行っていただいておりますので、そちらのデータが、各自治体ごとに資料提供されますので、その資料に基づきまして液状化だとか倒壊、それから震度の地域ごとの予測について、見直しのほうを行っていただきたいと考えております。

問（16） 大体、その計画策定についてはどれぐらいのめどで予定しているのか。

答（都市防災主幹） 平成25年6月に、愛知県の防災会議のほうで公表されますので、そちらが公表されましたら即座に対応できるように、こちらのほうとしましても、準備のほうを進めていきたいと考えております。

問（16） わかりました。よろしく願いいたします。それから、3条ですけれども、防災会議の委員ですけれども、改正によりまして、例えば、今まで充て職ということでなかなか女性の登用というのが難しかったんですけれども、今回の条例改正によりまして、委員の構成というのは変わってくるのでしょうか。

答（都市防災主幹） 今回の改正の中の一つといたしまして、今、御質問のありました地域防災会議のほうなんです、自治会の自主防災会の構成要員もしくは学識経験者を加えることということが追加項目で入れられましたが、高浜市の現在の地域防災会議のメンバーといたしましては、町内会行政連絡会の会長の方が防災会議に参加していただいている観点から自主防災組織のメンバーですね、構成要員の条件を満たしておるといふふうで考えておりますが、今後、東日本大震災の被害の状況も考慮しまして、防災会議のメンバーにつきましては、検討していきたいというふうで考えております。

問（16） ぜひ、女性ならではの意見が反映されますように、今後、女性の登用をお願いしたいと思います。それから、ここでついでに聞いていいですかね。防潮堤だとか水門が機能しない場合には犠牲者が2万3,000人もふえるというような、報道等でそういうものを目にしましたけれども、先日の高取での防災検討会議で、高浜市の水門の実態。誰が水門を閉めるのかだとか、ボタン一つで、電動で閉めるようにできないとか、そういう意見が出ておりましたけれども、現状どのようになっているのか、お伺いします。

答（都市政策部） まず、一つ前に戻ってしましますが、防災会議の女性という御意見いただきましたが、実は今、この防災会議のメンバーの中には、いわゆる地域婦人連絡会会長さま、これは当然ながら女性でございますし、ちょうど福祉の関係の市の職員として、福祉部長は女性でございます。過去にも一般質問でもいただいておりますように、女性の御意見というのは、きちんととらえていきたいと思っておりますので、そこら辺も先ほどうちの主幹が申しましたように、委員については再検討を加えるというふうな形を考えております。



それから、今、関連ということで、水門だとか防潮堤のお話をいただきましたが、現実の今のその防潮堤の閉める役割というのは、消防団にお願いをしておるということになっておりますが、地域のほう、南部の地域では、自主的にいろいろと取り組みをされております。自前で訓練をして、どういったルートで、どういうふうに逃げればいいのかと、防潮堤は今おっしゃったように、その83分ですかね、今の津波の到達時間の中でどういった対策を講じていくべきなのかということをやっておられますので、我々も今国のほうからは、例えば、防潮堤の数をなくすというようなことも出ております。これを少なくすることによって、それだけそういった被害を未然に防ぐというような話もありますので、そういった部分で今後中身。今、自動というお話も出ましたが、非常にコストのかかるお話でございます。それから地域によっては液状化というようなこともございますので、そういったものを兼ね合わせながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（16） わかりました。どうぞ、よろしく願いいたします。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第44号 高浜市交通安全条例の一部改正について

問（7） 先月、8月ですけど、17日に、この市役所の東の交差点で70歳の女性が死亡するという悲しい交通事故が発生しています。これまでも、交通事故防止を含む交通事故の抑止に向けた取り組みは当然行なっていますが、今後の高齢者の交通事故防止、また、飲酒運転の根絶に向けた取り組みの予定をお願いいたします。

答（都市防災） 委員も御承知のとおり、交通事故の抑止に向けては、これまでも碧南警察署、高浜市交通安全推進協議会、愛知県交通安全協会高浜支部及び交通指導員様の皆様方を中心に、高齢者を対象としました交通講話や交通安

全の高齢者自転車大会等への参加、また、交通安全運動期間中における一斉大監視活動で、飲酒運転の追放や手持ち看板による飲酒運転の根絶啓発を呼びかけております。さらに、毎月第四金曜日を飲酒運転根絶の日と定め、街頭啓発活動等も実施をしていただいております。今後とも関係機関と協力をし、これらの活動を継続するとともに、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶を含めました交通事故防止の啓発活動を、広報「たかはま」、市のホームページに掲載したいと考えております。

問（7） ありがとうございます。もう一つ、高齢者の事故というか防止という感じの場合で、高齢者本人が運転をしていて、当然ある程度の年齢になって自らが自主返納ということ、当然あると思うんですけど、自主返納せずに家族からの注意があつて返す人もおると思うんです。そういうものに対して警察としてどのような、当然本人のという感じの予定というんですか、意思があつてということだと思ふんですけど、その辺は、どのように警察のほうは対策として持ってみえるか、お願いします。

答（都市防災） 高齢者の方々の免許証の自主返納の件でございますが、今のところ碧南署につきましても、そういった形で取り組んでおるんですけども、各市さんでよくやっているような、例えば、自主返納に対して何かいいものを差しあげるだとか、そういう形で各地の取り組みもやっておるのは事実です。ちょっと、高浜市につきましては、まだ今やっておらないのが現状ですので、その辺の効果も含めて一度勉強したいなと思っております。

問（7） 交通事故の抑止については、当然待ったなしの喫緊の課題であると思います。今回の改正案で、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶は交通事故の抑止の推進に効果があると思いますので、今後とも、当局においても各種団体と積極的な交通事故の抑止に取り組んでいただきたいと思います。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第45号 市道路線の認定について

問(5) 30棟ぐらいのこの分譲住宅の取り付け道路というか、その寄附なんですけれど、この図で言いますと終点のほうが多分低いと、地形上低いと考えますけれど、そういった下流部の排水施設ですね、翼小学校の前というかそこら辺には大きな排水路があるんですけれど、そこまでのそういった30棟分の、今まで田んぼというか、そういった地形上が住宅地になると、一たん、水が多くなると思いますが、そういった排水設備の現状は大丈夫なのか、当然寄附採納を受けるときにはそういったあれをとって、対策は取っておみえになるとは思いますが、一度確認のためによろしくお願いします。

答(都市整備) うちのほうに、開発担当者会議がありまして、今回は、3,000平方メートル以上になりますので、開発の担当者会議の上のほうの会議にも提案させていただいております。実は、そのところに流量計算だとかもちゃんとしております。それと後、各家庭に一時的に雨水貯留して、下流に雨水を放流する雨水貯留施設を設置するために行政の指導を行っております。これが、排水施設等は5年確率の50ミリになっておりますので、それに耐えられるものを設置させていただいております。それを提案させていただきながら、下流に流していただいております。

問(5) ありがとうございます。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

問(10) これも総括のときに我々のメンバーであります、内藤議員から質問をさせていただいたところかと思えますけども、すみません言うのを忘れしました。新規主要事業のナンバー1。東北地方の瓦、陶器瓦組合の皆さん方の自

主努力といいますか、仙台で14、15日。こうしてPRをされた、それを補佐するという形で今度PRをするために行政としては予算を100万円取っておられるようですが、この事業費の一部を補助するということでもありますけども、これも繰り返しになるかと思えますけども、実際総額はいくらなのか、あるいは事業体はどこになるのか、お願いしたいと思えます。

答（地域産業） 私どものほうの、事業体は、愛知県陶器瓦工業組合でございます。事業の総額は約1,000万円でございます。内訳といたしましては、地元紙への新聞が、約400万円。テレビスポットのCMが、450万円。あとホームページの改良ですとか、そのほか消耗品も含めて150万円ということで、約1,000万円の事業費となっております。

問（10） そのうちの、高浜市としては、100万円を補助するよという形でよろしいですかね。と言うことは、これは、うち高浜市だけなのか、あるいは近隣の碧南だとか半田だとか、そういう市とは連携取られているのか、お答えいただきたいと思えます。

答（地域産業） 碧南市さんのほうと連携取りまして、各市100万円ということで、お話のほうができております。

問（10） 今回、陳情も陶器瓦工業組合さんのほうから出されておられます。ぜひ、私どもの高浜市としては重要な地場産業でありますし、碧南市さん、あるいは、ひょっとしたら半田市さんとの少し温度差があるかとは思いますが、今後ともこういった活動に積極的な補助をお願いしたいと思えますけども、今後、これを踏まえて、14、15日のもし結果がもしもうお耳かどこかに入っておれば、14、15の結果がわかればということと、今後、再度もう一度こういうことがやりたいという申し出があった場合には、市としてはどういう対応を取られるのかお願いしたいと思えます。

答（地域産業） 14、15日。仙台のほう、多分コンコースのお話だと思いますので、愛知県陶器瓦工業組合のほうに確認しましたら、大体、三日間で約1万人の方にお声がけさせていただいて、約700件ぐらいのアンケートをとらせていただいたと。仙台の駅は、一日約22万人の乗客があるということですので、かなりの効果をアンケート等で取れるのではないかとということと、これもちょっと付け加えになってしまいますけども、当日の開場式につきまして

は、岩沼市の市長さんも、参加していただけたということを知っておりますので、大変喜んでおります。

問（10） ありがとうございます。過日、うちの吉岡市長も、陶器瓦組合の理事長さんも合わせてトップセールスをやられたということですので、ぜひ、地場産業の発展のために御尽力いただきたいと思います。

問（5） 補正予算の50、51ページの4、2、1ごみ処理・リサイクル推進費の、この委託料の減額についてなんですけれど、ペットボトルは年々ふえているというふうに考えておるんですけど、当初予算より2割ほど減らしたその理由というのはどんなことか、内容等をちょっと教えていただきたいと思います。

答（市民生活） ペットボトルの収集量でございますが、実は昨今、大型小売店のほうで、ペットボトルの回収箱を独自に設置されるようなケースがふえてございます。その結果、こちらのほうの委託料の中で処理をお願いしていただいている量につきましては、ペットボトルについては、約1割ほど実は昨年と比べて収集量が減ってございます。それに伴って契約をしたところの減額補正となっております。

問（5） わかりました。それでは、来年もこういった減額ではないですけど、今年の前算を参考に、当初前算は組まれるという考えですか。今年の様子をみながら。

答（市民生活） 当然今年の前算、そのまま踏襲させていただきたいと思っております。ただし、実はこれが売却額と連動してございまして、昨今、ペットボトルの売却額がかなりいい値段であるということで、民間の方にも御協力をいただいているという現状がございまして、その結果、その単価等見ながら実際は委託料の積算をしていくという考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

問（5） 単価の、要するに上昇分を考えて委託料の契約を見直しておることなんですけれど、今までそういったペットボトルだけではなく、要するに、アルミ缶だとか、そういったあれは今までやられておりますか。

答（市民生活） 今までは、リサイクルが始まった時点でほとんどその単価というものが、安定した価格になっておったわけでございますが、昨今、ペット

ボトルで申しますと、これは、再生をした後に今現在契約をしているとか、最終的には自動車の部品になるわけでございまして、自動車部品の、自動車の販売、生産台数が上下いたしますと当然その価格が変わってくると、プラスチック等々ほかの部分につきましては、これは、現在は中国のほうに輸出をしていると、最終的には、そういった処分をしておることがございまして、そちらのほうの動向によって、ここ最近でございしますが、少し価格に変動が生じてまいりましたので、そういったところでいわゆる採算が取れるような、ペットボトルが今一番いいと言われておるんですが、その部分については上昇傾向にございしますが、逆にプラスチック部品については、その単価が下がってくる。それが比例をしてきますので、採算の取れない内容については、我々のほうで回収をして行かざるをえないだろうと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問（５） ありがとうございます。

問（１６） 新規事業の３番ですけれども、今回、防災機能をもった公園の整備ということで、地域の皆さんの期待が大きいわけですから、この防災機能ということですが、具体的なこの内容について伺います。

答（都市整備） 今回の防災機能を兼ねた公園づくりですが、論地子ども広場の廃止に伴い、地域に必要な代替の一時避難所として整備するための委託費用でございます。今回予定している場所は、論地町地内のハーモニックタウンの、昔、「イワトミ」の瓦の跡地ですが、開発事業が造成されたミニパークを隣接している市の土地を含めた、１，４００平方メートルを、防災機能を有して公園を実施するわけなんですけど、詳しいというふうには、要は今回の中でワークショップをやりたいということで、これはどういうものかといいますと、公園施設で公園の設計に当たり、地域住民の意見を取り入れ、より愛着を持っていただけるような公園をつくっていききたいと。住民参加型による意見交換を行う場を設け、完成後に施設を利用する地域の皆さんが愛着を持っていただける施設に実施したいと考えております。このワークショップについても、年、今回の場合は５回ぐらいを予定しております。

問（１６） それで、わかりました。防災機能の具体的な、この公園の内容を聞いたんですけど。

答（都市整備） 今回の防災機能の中に、公園の中に設置したいものなのですが、その中で、防災対応型のトイレを設置したいことと、それと、かまどベンチを設置したいことと、あと太陽光照明施設を設置したいというのが、考えております。今、ここの部分が一時避難所になっておりませんものですから、これを広げれば、今回の一時避難所にはなるかと思っております。

問（16） わかりました。それで地域の方から最もこの公園に対しての要望が強かったことが、あそこが斜面になっていきますので、坂になっていてものすごく使い勝手が悪いですけれども、そちらに対する整備についてはどうなりますでしょうか。

答（都市整備） 現在、高浜市が持っている所有の土地と、今、774平方メートルの開発で受けたミニパークがあるわけですが、その段差につきまして、かなり段差があるというふうに御指摘なんですけど、この部分につきましても、斜面を緩やかにして、今のミニパークの高さに全部するという考えはちょっと持っておりませんが、それをうまいことその今の高さを利用するというのか、もう少しちょっと上げて、今の公園づくりと公園になっている部分等のものを、もう少し整備していきたいと考えております。

問（16） わかりました。ぜひ、斜面をなるべくなくしていただいて使い勝手のいい公園になりますように、お願いしておきます。それから、でき上がった後の維持管理については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

答（都市整備） 先ほど言いましたように、ワークショップというのが地域の皆様といっしょに一体になって整備を行なっていくわけなんですけど、今回考えているのは、「沢渡夢ひろば」というのが、今、防災機能を持ってやっているわけなんですけど、その中でも公園の維持管理につきましては、市民の方、地域の方が委託を受けてやっていただいております。そのような格好で、今の公園づくりも、維持管理もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

問（5） 53ページをお願いいたします。8款の2の1の生活道路新設改良費の中で、総括で多分12番議員が若干聞かれたと思うんですけど、本来、物件移転補償費が半額というのか半分以上、当初予算よりかなり減額されて、土地購入費なり、業務委託のほうへまわっておるんですけど、組み替えをさ

れておるんですけれど、こういった理由、要するに補償費というのは上屋だと思ふんですけれど、そういったことが、なぜこれほどの減額をされておられるのか、それに土地購入費のほうにまわっておるんですけれど、そこら辺この購入費のほう、土地のほうには物件移転や何かのあれがないのか、そこら辺ちょっと内容を教えていただきたいと思ひます。

答（都市整備） 物件移転の9, 500万円が減額した理由なんですが、今回計上しております物件につきましては、市道港線の事業によるもので、補償の対象となる物件移転の物件移転補償費の減額ということで、昨年度実施しました、物件調査委託の結果や物件調査時の意向調査、意見確認ですね、いろんな地域の方の意見確認により物件移転補償の額並びに補償候補が詳細にちょっと明確にわかってきたことと、それと後、国の補助金であります、社会資本整備総合交付金の決定額を加味しまして、この今の減額になっておるものでございます。それと後、公有財産購入費3, 480万円ですが、何で3, 480万円もふえたかという話なんですが、購入する公有財産につきましては先ほど言いましたように、市道港線の道路用地でございます。当初予算では、4名の方が3, 000万円を予定しておりましたが、昨年度に実施しました用地測量の立ち合い時期に、地権者の方々と事業説明を実施しましたところ、事業に賛同される方がかなり多いということと、また国の補助もそのものを加味しまして、今回の事業費をふやさせていただいております。

問（5） 当初は4件分ということなんですけれど、これふやされた3, 480万円、これ当初分よりか多くなっておるんですけれど、何件分。

答（都市整備） 南側の交付金のほうが、3件分。あと県費でいただいております、横浜橋の隣にある分ですが、そこが1件分です。合計4件です。

問（5） ありがとうございます。

委員長 他に。

問（5） 同じく、8の3の河川費の中で可搬式ポンプを2台購入ということなんですけれど、口径及び放水量等の性能等を教えていただきたいと思ひます。

答（都市整備） 今回の購入するポンプなんですが、給水口と吐出口の口径は、径150ミリでございます。それから吐き出しの量ですが、毎分3トン。1台ですね。それから後、重量におきましては、200キロですが、以前、今、可



搬式でポンプを使っている部分が、これ960キロありますので、かなり大きなもので、2トン車に積んで行かなくてはいけない状況で、出ております。今、現在もってやっている部分が、毎分5トン。今回購入する部分が、1台、3トンのわけですから、2台やると毎分6トンになりますので、今よりはかなり吐出量はふえるかと思っております。

問（5） ありがとうございます。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第48号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1回）

問（5） 69ページの2款の2項の2ですね。被退職保険者等の高額療養費が、前年度決算額よりも約3割ほどふえておるんですけど、こういった状況が年々ふえて、続けていけるのか、そこら辺のある程度の計画性をちょっと教えていただきたいと思えます。

答（市民窓口） こちら退職被保険者ということでございますので、今、団塊の世代の方が、大量にこちらの保険を利用してきておるのではないかなというふうに感じております。これが年々、年を追うごとに、これがふえていくというものではなくて、若干減っていくのかなというふうに考えております。

問（5） ありがとうございます。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第50号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

委員長 ありませんか。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(8) 陳情第4号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

意(13) 趣旨採択で意見を述べさせていただきたいと思います。この意見書の中で、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続との内容がございます。これにつきましては、住民のサービスが低下しないようにすることへの考え方でありまして、一定の理解を示すことができると思いますけれども、限られた財源の中でいかに福祉医療制度を維持していくかという見方をしますと、新たに対象の拡大をすることは、際限なく医療助成をしていくということへの懸念があります。そこで、県の福祉医療制度ということの見直しもございまして、市町村の財政負担の増大、それからサービスの低下、市町村間の格差が起きないように自治体と十分協議、意見調整を行って県民の理解が得られるように、公平で持続可能な制度を構築することが望ましいというふうに考えますので、趣旨採択をお願いをしたいというふうに思います。

意(16) この陳情第4号のタイトルの中にも、存続、拡充とありますし、これ趣旨のこの中身を見ますと、やはりこの存続、拡充というふうに書かれております。今も御意見が出ましたように、県の財政が厳しい中で、拡充というのは大変難しいかなと思います。でも、お子さんや障がい者、高齢者の健康、また命を守るためにもこの福祉医療制度を維持して行くことは重要なことだと思いますので、趣旨採択でお願いします。

意（１２） 私は、この陳情に賛成の立場で発言します。県財政の悪化が理由で福祉医療を縮小するという懸念があるわけですが、県財政の中でも大きな大企業に補助金を出していたりしますので、そういうのを削れば十分やっているとということと、福祉医療は高浜市民にとっても、県民にとっても、本当に大切な医療で、子ども医療だとか、障害者医療だとか、母子家庭の医療だとか、高齢者医療。どれも大事な医療制度でありますので、縮小する心配がある今、この陳情の意見書を出すことに賛成いたします。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第４号についての意見を終了いたします。

#### （９）陳情第５号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情

意（５） 私は反対で、討論させていただきますけど。陳情項目の中の独立行政法人の削減や廃止を前提とする見直しは白紙に戻しという内容や、意見書案の国の出先機関の民営化等行わず行政サービスの体制、機能を充実との内容について、これまでも国や地方自治体の、この財政の厳しい折、持続可能性に向けては市場原理の導入により効率的な行政運営が必要であり、サービスの提供においても、民間の知恵や工夫を導入することが有益であると考えられることから、行政の簡素化や効率化等に逆行するこの陳情には、反対をさせていただきます。

意（１６） 私ども公明党は、国が財政破綻しないように、できうる限りの改革を進めていくという立場であります。住民の安心と安全を支える行政サービスを持続していくための改革でもあります。出先機関等廃止の方向で進めて行くべきというふうに考えておりますので、この陳情第５号には反対をさせていただきます。

意（12） 私どもは、この陳情に賛成をいたします。特に東南海や南海地震。東北の大震災の後、こういう大きな地震が活発化するという危険性も指摘されている今現在ですね、しっかり地方自治体や何かと一体になって、防災対策など、住民、生命と財産、安全を守っていくというのは国としての責任でもあり、役割でもあると思うんですが、そういうときにですね、特に道路行政にしる、交通運輸行政にしる、港湾行政にしる、気象行政にしる、これを、行政を崩していってしまうと地方自治体の責任、責務にすることにもしなければ、それはそれでまた地方のほうが大変ですし、国がきちんと全体見てやらなければいけないこともありますし、いろんな地方整備局や地方運輸局ですか、出張所も存続させていっていただきたいと思っています。こういう地域にとっていろんな機関というものの存続は必要不可欠だと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

（10）陳情第10号 震災復興住宅への三州瓦採用促進に係る意見書の提出を求める陳情

意（10） 賛成の立場で述べさせていただきます。先ほどからもお話をさせていただいておりますけども、この瓦業界というのは高浜市の前身であります高浜町のころから、この高浜市の基幹産業として大いにこの高浜市の発展に寄与していただいた産業であります。そうした産業が、こういった震災等の復興住宅のためにありとあらゆる努力をされて、瓦の販売に寄与されておられます。先ほども申し上げましたように、私どもの市長も、理事長もトップセールスという形で岩沼市まで出かけてですね、この推進に、販路拡大に御尽力をいただいているところでありますので、こういった形を、ぜひ県に申し出をして三州

瓦の販売促進に、あるいは、震災後の瓦の採用に向けての意見書を出して、高浜市の産業の発展にまた寄与していければいいなと思っておりますので、皆さん方の御賛同をいただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

意（１６） 東北での復興に、ぜひとも高浜市の地場産業であります、三州瓦を屋根材として使つていただけるように、県の支援も求めていくべきと思ひますので、賛成でございます。

意（１２） 私どもも、この陳情には賛成をいたします。向こうの３県の地域型復興住宅推進協議会ですか、発行した地域型復興住宅のモデルプランでは、何か金属屋根を推奨するというような掲載内容になっていたそうですが、どういふ金属屋根かわかりませんが、俗に言う金属屋根だとすると、雨なんか降るとやかましいのではないかということも考えられますし、瓦が重くていけないというのは、阪神淡路のときに随分言われましたが、重いのは台風や何かから守るための意味もあつて、その支える側の骨組み、柱のほうがちやんとそれに応じていれば大丈夫だということは、常々言われています。あれは何て言うでしたか、青森のかなり奥まで行つて、かなりの寒さのところでももつというようにも言われていますし、この意見書に賛成をいたします。

委員長 他に意見もないようですので、陳情第１０号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

## 《採 決》

（１）議案第４２号 高浜市産業振興条例の制定について

挙手全員により原案可決

（２）議案第４３号 高浜市防災会議に関する条例及び高浜市災害対策本部に

関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第44号 高浜市交通安全条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第45号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(6) 議案第48号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1回）

挙手全員により原案可決

(7) 議案第50号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(8) 陳情第4号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(9) 陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第10号 震災復興住宅への三州瓦採用促進に係る意見書の提出を求める陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前 11 時 05 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長